

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3221055号  
(U3221055)

(45) 発行日 平成31年4月25日(2019.4.25)

(24) 登録日 平成31年4月3日(2019.4.3)

(51) Int. Cl. F 1  
E O 4 G 3/24 (2006.01) E O 4 G 3/24 3 O 1 Z

評価書の請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号 実願2019-221 (U2019-221)  
(22) 出願日 平成31年1月25日(2019.1.25)(73) 実用新案権者 506236451  
有限会社セルフ  
東京都国分寺市南町2-6-7丸山会館  
(74) 代理人 100167531  
弁理士 箕村 義勝  
(72) 考案者 鈴木 康昭  
東京都国分寺市南町2-6-7丸山会館有  
限会社セルフ内

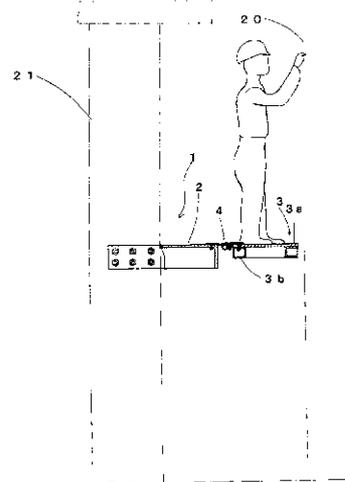
(54) 【考案の名称】 集線局舎で使用する作業床

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 電話会社の集線局舎と言われる電話回線のMRFを点検し、取付取外しを行う作業などにおいて、広い壁面部に点在する箇所、近づきやすく能率的に作業が行える集線局舎で使用する作業床を提供する。

【解決手段】 集線局舎で使用する作業床1の本体床部2のいずれかの一端に、可動床3がトルク可変蝶番4を介して取付けられ、可動床は、透視可能であり且つ光を透過する開孔を有する金属性、又は合成樹脂製の床面、又は光を透過するガラス、合成樹脂製の板状の床面3aにより構成され、梁組3bに床面を固定することにより、可動床の重量が軽量で、可動角度の中間位置で、可動床を停止できる。

【選択図】 図2



**【実用新案登録請求の範囲】****【請求項 1】**

集線局舎で使用する作業床であって、作業床の本体床部のいずれかの一端に、可動床がトルク可変蝶番を介して取付けられ、前記可動床は、床面と梁組によって構成され、該床面は、透視可能であり且つ光を透過するグレーティング、エキスパンドメタル、パンチングメタル等の開孔の有る金属性、又は合成樹脂製の床面、又は光を透過するガラス、合成樹脂製の板状の床面によって構成され、梁組は金属製、または光を透過するか、あるいは不透明の合成樹脂製であって、該梁組に床面を固定して構成することにより、前記可動床の重量が軽量で、可動角度の中間位置で、前記可動床を停止できることを特徴とする集線局舎で使用する作業床。

10

**【請求項 2】**

本体床部に蝶番の第 1 の固定片がボルト・ナット、溶接、接着等の固定手段で取付けられ、集線局舎で使用する作業床の可動床に蝶番の第 2 固定片がボルト・ナット、溶接、接着等の固定手段で取付けられ、第 1 固定片と第 2 固定片とを係合する蝶番の軸の外周面の一部又は全体に接触して摩擦力を発生するゴム、合成樹脂、金属等の摩擦片と、該摩擦片の外周に配置された押え片を有し、該押え片の端部は、ボルト・ナット、締付ネジ等の摩擦力調整手段により結合され、該摩擦力調整手段の押え力を調節することにより、開閉トルクを調節できる蝶番を有することを特徴とする請求項 1 に記載の集線局舎で使用する作業床。

20

**【請求項 3】**

本体床部に蝶番の第 1 固定片がボルト・ナット、溶接、接着等の固定手段で取付けられ、集線局舎で使用する作業床の可動床に蝶番の第 2 固定片がボルト・ナット、溶接、接着等の固定手段で取付けられ、第 1 固定片と第 2 固定片とを係合する蝶番の軸は、長手方向の一部にネジ部を有するネジ付軸となっており第 1 固定片と第 2 固定片との間に、摩擦力を発生するゴム、合成樹脂、金属等の摩擦片を配置し、該ネジ付軸の端部には、ボルト頭または六角レンチ用穴、プラス穴等の摩擦力調整手段が設けられており、該摩擦力調整手段の引き力を調節することにより、開閉トルクを調節できる蝶番を有することを特徴とする請求項 1 に記載の集線局舎で使用する作業床。

**【請求項 4】**

前記可動床の重量  $W$  は、 $3.0$  以上  $100$   $kg$  未満、可動床の幅  $B$  は、 $15$   $cm$  以上  $150$   $cm$  未満とし、可動床の長さ  $L$  を、 $10$   $cm$  以上  $5$   $m$  未満とし、蝶番の摩擦トルクを  $10$   $kg \cdot cm$  以上  $400$   $kg \cdot cm$  未満とすることにより、前記可動床の重量が軽量で、可動角度の中間位置で、前記可動床を停止できることを特徴とする請求項 1 から請求項 3 のいずれかに記載の集線局舎で使用する作業床。

30

**【請求項 5】**

本体床部の可動床側には支柱を設けず、可動床の反対側の本体床部にボルト・ナット、溶接等の結合手段により、前記本体床部が外部支持体に対し片持梁状に結合固定されたことを特徴とする請求項 1 から請求項 4 のいずれかに記載の集線局舎で使用する作業床。

**【請求項 6】**

本体床部の可動床側には支柱を設けず、可動床の反対側の本体床部と外部支持体の下部とに結合固定された下部支持部材の両端が、それぞれボルト・ナット、溶接等の結合手段により固定されることによって支持されており、及び又は、本体床部と外部支持体の上部に対し結合固定された上部支持部材の両端が、それぞれボルト・ナット、溶接等の結合手段により固定されることにより支持されたことを特徴とする請求項 1 から請求項 5 のいずれかに記載の集線局舎で使用する作業床。

40

**【考案の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本考案は、集線局舎で使用する作業床に関する。

**【背景技術】**

50

**【 0 0 0 2 】**

従来、例えば、電話会社の集線局舎と言われる電話回線のMRFを点検し、取付取外しを行う作業等において、本体床部のいずれかの一端に、蝶番を介して可動床をもうけた集線局舎で使用する作業床が供給されてきた。特に広い壁面部の作業箇所の取付取外し、保守、点検を行う作業に用いる集線局舎で使用する作業床においては、作業を能率的に短時間で終わらねばならないが、集線局舎で使用する作業床に近接する作業箇所の作業においては、集線局舎で使用する作業床が妨げとなり作業が行いにくく能率を阻害していた。そのため全壁面に亘って、作業性の高い集線局舎で使用する作業床が望まれていた。その一例としては、電話会社の集線局舎と言われる電話回線のMRFを点検し、取付取外しを行う作業等においては、広い壁面部に点在する箇所に、近づきやすく能率的に作業が行える集線局舎で使用する作業床が望まれていた。

10

**【 0 0 0 3 】**

例えば、図7に示すように集線局舎で使用する作業床の一端に、通常型蝶番26を介して可動床を設け、それを上方に開いて作業できる集線局舎で使用する作業床が提供されていた。ところが、下記のような欠点を有していた。開いた可動床が中間位置で固定できないため、図7に示す如く、90度以上、反転するまで開いてしまわねばならなかった。反転するまで開いても、何かの弾みで、下方に閉まってしまうと、そこで作業をしていた作業者に当り危険を及ぼす可能性があった。可動床の床面が透視できない材料で構成されているため、見通しが利かず、同じく図7に示す如く下から見て、可動床の上にいる作業者が確認できず、また可動床の上方より、可動床の下にいる作業者が確認できないため可動床を閉じたときに下の作業者に当り危険を及ぼす可能性があった。可動床の床面が光を透過しない材料で構成されているため、可動床の下部が暗いため、明るさが不足し、別途に照明等を設ける必要があり省エネルギー上好ましくなかった。また、可動床側に近接して本体床部の支柱25が設けられるため支柱が床下での作業の障害物となっていた。

20

**【 考案の概要 】****【 考案が解決しようとする課題 】****【 0 0 0 4 】**

本考案は、上記の問題を解決することができる集線局舎で使用する作業床を提供するものである。

**【 課題を解決するための手段 】**

30

**【 0 0 0 5 】**

本考案の集線局舎で使用する作業床は、集線局舎で使用する作業床の本体床部のいずれかの一端に、可動床がトルク可変蝶番を介して取付けられ、前記可動床は、床面と梁組によって構成され、該床面は、透視可能であり且つ光を透過するグレーティング、エキスパンドメタル、パンチングメタル等の開孔の有る金属性、又は合成樹脂製の床面、又は光を透過するガラス、合成樹脂製の板状の床面によって構成され、梁組は金属製、または光を透過するか、あるいは不透明の合成樹脂製であって、該梁組に床面を固定して構成することにより、前記可動床の重量が軽量で、可動角度の中間位置で、前記可動床を停止できることを特徴とする。

**【 0 0 0 6 】**

40

本考案の集線局舎で使用する作業床の他の形態は、本体床部に蝶番の第1固定片がボルト・ナット、溶接、接着等の固定手段で取付けられ、集線局舎で使用する作業床の可動床に蝶番の第2固定片がボルト・ナット、溶接、接着等の固定手段で取付けられ、第1固定片と第2固定片とを係合する蝶番の軸の外周面の一部又は全体に接触して摩擦力を発生するゴム、合成樹脂、金属等の摩擦片と、該摩擦片の外周に配置された押え片を有し、該押え片の端部は、ボルト・ナット、締付ネジ等の摩擦力調整手段により結合され、該摩擦力調整手段の押え力を調節することにより、開閉トルクを調節できる蝶番を有することを特徴とする。

**【 0 0 0 7 】**

本考案の集線局舎で使用する作業床の他の形態は、本体床部に蝶番の第1固定片がボル

50

ト・ナット、溶接、接着等の固定手段で取付けられ、集線局舎で使用する作業床の可動床に蝶番の第2固定片がボルト・ナット、溶接、接着等の固定手段で取付けられ、第1固定片と第2固定片とを係合する蝶番の軸は、長手方向の一部にネジ部を有するネジ付軸となっており第1固定片と第2固定片との間に、摩擦力を発生するゴム、合成樹脂、金属等の摩擦片を配置し、該ネジ付軸の端部には、ボルト頭、又は六角レンチ用穴、プラス穴等の摩擦力調整手段が設けられており、該摩擦力調整手段の引き力を調節することにより、開閉トルクを調節できる蝶番を有することを特徴とする。

【0008】

本考案の集線局舎で使用する作業床の他の形態は、前記可動床の重量 $W$ は、 $3.0$ 以上 $100\text{kg}$ 未満、可動床の幅 $B$ は、 $15\text{cm}$ 以上 $150\text{cm}$ 未満とし、可動床の長さ $L$ を、 $10\text{cm}$ 以上 $5\text{m}$ 未満とし、蝶番の摩擦トルクを $1.0\text{kg}\cdot\text{cm}$ 以上 $400\text{kg}\cdot\text{cm}$ 未満とすることにより、前記可動床の重量が軽量で、可動角度の中間位置で、前記可動床を停止できることを特徴とする。

10

【0009】

本考案の集線局舎で使用する作業床の他の形態は、本体床部の可動床側には支柱を設けず、可動床の反対側の本体床部にボルト・ナット、溶接等の結合手段により、前記本体床部が外部支持体に対し片持梁状に結合固定されたことを特徴とする。

【0010】

本考案の集線局舎で使用する作業床の他の形態は、本体床部の可動床側には支柱を設けず、可動床の反対側の本体床部と外部支持体の下部とに結合固定された下部支持部材の両端が、それぞれボルト・ナット、溶接等の結合手段により固定されることによって支持されており、及び又は、本体床部と外部支持体の上部に対し結合固定された上部支持部材の両端が、それぞれボルト・ナット、溶接等の結合手段により固定されることにより支持されたことを特徴とする。

20

【考案の効果】

【0011】

本考案のトルク可変蝶番により開いた可動床が中間位置で停止ができるため開き角度が小さくて良く、また何かの弾みで、下方に閉まってそこで作業をしていた他の作業者に当り危険を及ぼすことがない。

【0012】

また、可動床の床面が透視できる材料で構成されているため、見通しが利き、可動床の下から見て、可動床の上にいる作業者が確認でき、また可動床の上方より、可動床の下にいる作業者が確認できるため可動床を閉じたときに作業者に当たり危険を及ぼすことがない。

30

【0013】

また、可動床の床面が光を透過できる材料で構成されているため、可動床の下部が、明るく別途に照明等を設ける必要がないので省エネルギー上好ましい。

【0014】

また、可動床側に近接して本体床部の支柱を設けなくて良いため支柱が床下での作業の障害物とならない。

40

【図面の簡単な説明】

【0015】

【図1】本考案による集線局舎で使用する作業床の平面図である。

【図2】断面A - Aを示す本考案による立面図である。

【図3】本考案による集線局舎で使用する作業床の断面A - Aの詳細図である。

【図4】トルク可変蝶番4の別の実施例を示す平面図である。

【図5】作業状態を示す本考案による立面図である。

【図6】本考案による実施形態の一例を示す模式図である。

【図7】従来例を示す模式図である。

【考案を実施するための形態】

50

## 【 0 0 1 6 】

本考案は、考案の効果に前述した如く、すなわち、全壁面に亘って、作業性の高い作業床を提供する画期的な構造を提供することができた。

## 【 0 0 1 7 】

なお、本考案の前記ならびにそのほかの目的と新規な特徴は次の説明を添付図面と照らし合わせて読むと、より完全に明らかになるであろう。ただし、図面はもっぱら解説のためのものであって、本考案の技術的範囲を限定するものではない。

## 【 0 0 1 8 】

以下、本考案の実施例について、図面を参照しながら説明する。図 1 は、本考案の実施例の平面図であり、図 2 は、図 1 の A - A 断面図を示す。集線局舎で使用する作業床 1 の本体床部 2 のいずれかの一端部に、可動床 3 が、動作トルク調節可能なトルク可変蝶番 4 を介して取付けられている。

10

## 【 0 0 1 9 】

本体床部 2 は、通常の鉄鋼で作るのが通常であり十分な強度を有している。可動床 3 は、通常、床板 3 a と梁組 3 b とで構成されている。床板 3 a は透視可能であり、且つ光を透過する金属製のグレーティング、エキスパンドメタル、パンチングメタル等の開口の有る板状部材で製作されるか、又は光を透過するガラス、合成樹脂等の透明または、半透明の板状部材で製作され、軽量となっている。

## 【 0 0 2 0 】

床板 3 a のみで強度が十分な場合は、梁組 3 b を設ける必要はないが、通常は床板 3 a の下に、強度を増すため梁組 3 b を設け、床板 3 a を固定している。梁組 3 b は、通常の鉄、アルミ等の金属製でもよく、また望ましくは、軽量で、光を若干透過する F R P ( 繊維強化プラスチック ) 等の合成樹脂で製作され、軽量に構成されている。また、非金属製とすることにより、電磁波の影響を受けない利点を有する。

20

## 【 0 0 2 1 】

床板 3 a 及び、又は梁組 3 b が軽量なので、図 5 に示す如く床板 3 を上方に開いた場合、小さなトルクで固定できるため、トルク可変蝶番 4 により、適度なトルクに調節されると、可動床 3 は、任意の角度で、トルク可変蝶番 4 の摩擦トルクにより、開閉位置に固定することが出来る。

## 【 0 0 2 2 】

また、図 3 に示す如く、トルク可変蝶番 4 の第 1 固定片 5 は、集線局舎で使用する作業床 1 の本体床部 2 のいずれかの一端部に、ボルト・ナット、溶接、接着等の固定手段で取付けられている。また、トルク可変蝶番 4 の第 2 固定片 6 は、集線局舎で使用する作業床 1 の可動床 3 の一端部に、ボルト・ナット、溶接、接着等の固定手段で取付けられている。第 1 固定片 5 と第 2 固定片 6 を係合する軸の外周面には、一部、または全部に接触して、摩擦力を発生する摩擦片 8 と、該摩擦片 8 の外周に配置された押さ片 9 を有している。

30

## 【 0 0 2 3 】

押さ片 9 には、ボルト・ナット、もしくはコッターボルト、締付ネジ等の摩擦力調節手段 1 0 により結合され、摩擦力調節手段 1 0 の締付力を調節することにより可動床 3 の開閉トルクを調節できる。前記摩擦片 8 は、ゴム、合成樹脂、または鉛等の柔らかい金属により製作される。また、押さ片 9 は、金属または合成樹脂製の強度と弾性変形可能な材料が用いられる。又、締付力を適度に調整しやすいように、ゴム製、合成樹脂製、金属製のスペーサ 1 1 を設けても良い。もちろん摩擦片 8 が十分強度を有する場合は、押さ片 9 を設けなくても良い。これらの摩擦片 8 と押さ片 9 は、図 3 の如く第 2 固定片に固定され、開閉トルクを調節することが出来る。又、反対勝手とし、第 1 固定片に固定しても良い。

40

## 【 0 0 2 4 】

また、図 4 は、トルク可変蝶番 4 の別の実施例を示すもので、蝶番の軸の一部にはネジ部が設けられたネジ付軸 1 2 となっており、ネジ付軸の軸端には、ナット 1 4 が設けられ、また弛み止 1 5 が設けられている。ナット 1 4 と第 2 固定片の間には、動きをスムーズ

50

にするための滑りライナ 16 を設けてもよい。

【0025】

第1固定片と第2固定片との側面には、リング状のゴム、合成樹脂、または鉛等の柔らかい金属により製作された摩擦片13が、挿入配置されている。ネジ付軸12の他端部は、ボルト頭12a、又は六角レンチ用穴、またはプラス穴等のレンチ穴12bの摩擦力調整手段10が設けられており、該摩擦力調整手段10の引き力を調節することにより、開閉トルクを調節できるように構成されている。この実施例においては、本体床部2と可動床3との隙間Cを狭くできる利点を有する。

【0026】

また、可動床3の重量、寸法等の望ましい範囲に関しては、重量Wは、3.0以上100kg未満である。3.0kg未満では、強度と面積が取れず、100kg上では重過ぎて手で動かせないためである。可動床3の幅Bは、15cm以上150cm未満とする。15cm未満では狭すぎるのと、150cm以上では重くなりまた幅が広すぎるためである。可動床3の長さLを、10cm以上5m未満に構成することが望ましい。10cm未満では狭すぎるのと、5m以上では長すぎて作動性が悪いためである。また蝶番の摩擦トルクを1.0kg・cm以上400kg・cm未満とすることにより、実作業で使い易い集線局舎で使用する作業床とすることが出来る。上記のサイズに適合する摩擦トルクの大きさはこの範囲が適合しているからである。

10

【0027】

実際の使用状態に関して説明すると、図2に示す如く集線局舎で使用する作業床1の上に乗って作業する場合は、可動床3を足で倒して閉の状態とするが、その場合可動床3の下に作業者がいないことを目視確認できるため安心して倒すことが出来、可動床3の上に乗って作業対象物20に近づいて作業を容易に行うことが出来る。

20

【0028】

図5に示す如く、集線局舎で使用する作業床1の下部で作業する場合は、集線局舎で使用する作業床1の上部に作業者がいないことが、目視確認できるため、作業対象物20に近づいて作業を行う場合は、可動床3を適度な角度まで手で持上げて、トルク可変蝶番4により、停止させ可動床3の前面の部分の作業を行うことが出来る。また可動床3が、光を透過するため、集線局舎で使用する作業床1の下も明るくなり、安全な作業が行え、また照明装置等を節約することが出来る。

30

【0029】

次に集線局舎で使用する作業床1の全体構成について述べると、図2に示す如く、集線局舎で使用する作業床1は、作業対象物20に対向して取付けられ、本体床部2は、外部構造体21に対して、ボルト・ナット、溶接等の固定手段22により強固に固定されている。この取付方法は、もっとも単純な方法で、本体床部2にも受けられたコの字形切欠き部に、外部構造体21を挿み固定手段22により固定している。さらに強度を増すため、コの字状に外部構造体21を囲ってもよい。

【0030】

本考案の一例は、図6に示す如く、本体床部2の可動床側には支柱25を設けず、可動床3の反対側の本体床部2と外部構造体21の下部とに結合固定された下部支持部材24の両端が、それぞれボルト・ナット、溶接等の固定手段22により固定されることにより支持されている。及び又は、本体床部2と外部構造体21の上部に対し結合固定された上部支持部材23の両端が、それぞれボルト・ナット、溶接等の固定手段22により固定されることにより、更に安定して集線局舎で使用する作業床1を支持することが出来る。

40

【符号の説明】

【0031】

- 1 集線局舎で使用する作業床
- 2 本体床部
- 3 可動床
- 3a 床板

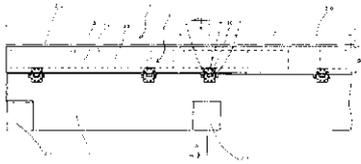
50

- 3 b 梁組
- 4 トルク可変蝶番
- 5 第1固定片
- 6 第2固定片
- 7 軸
- 8 摩擦片
- 9 押え片
- 10 摩擦力調節手段
- 11 スペース
- 12 ネジ付軸
- 12 a ボルト頭
- 12 b レンチ穴
- 13 摩擦片
- 14 ナット
- 15 弛み止
- 16 滑りライナ
- 20 作業対象物
- 21 外部構造体
- 22 固定手段
- 23 上部支持部材
- 24 下部支持部材
- 25 支柱
- 26 通常型蝶番

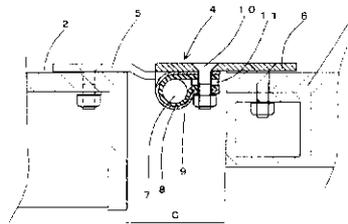
10

20

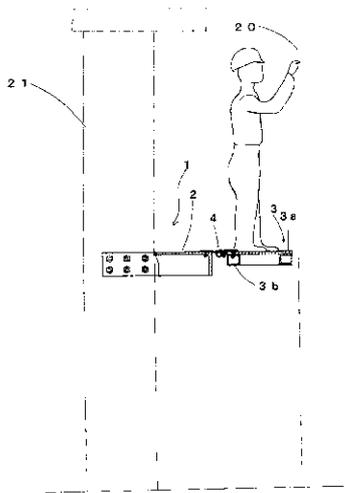
【図1】



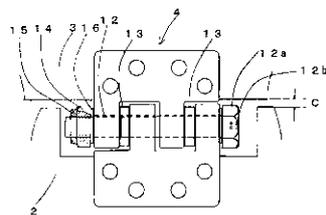
【図3】



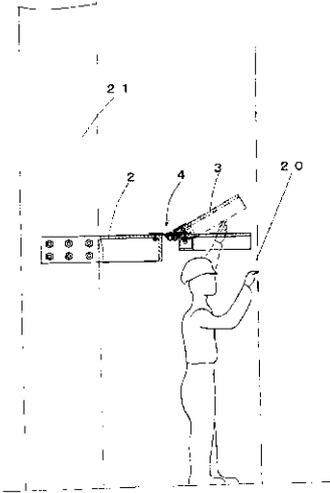
【図2】



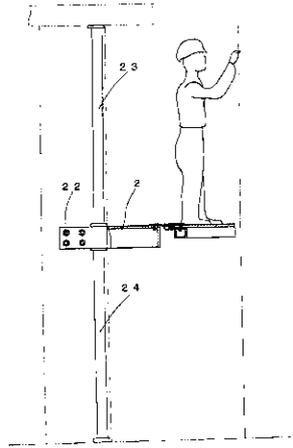
【図4】



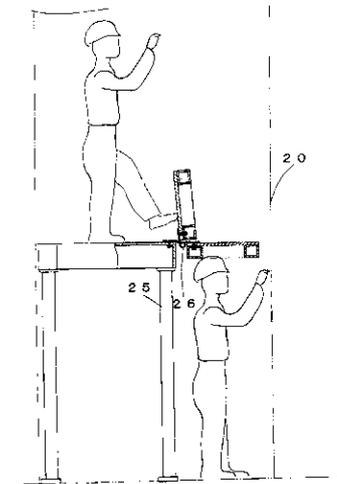
【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】



## 【手続補正書】

【提出日】平成31年2月20日(2019.2.20)

## 【手続補正1】

【補正対象書類名】実用新案登録請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【実用新案登録請求の範囲】

## 【請求項1】

集線局舎で使用する作業床であって、作業床の本体床部のいずれかの一端に、可動床がトルク可変蝶番を介して取付けられ、前記可動床は、床面と梁組によって構成され、該床面は、透視可能であり且つ光を透過するグレーティング、エキスパンドメタル、パンチングメタルの開孔の有る金属性、又は合成樹脂製の床面、又は光を透過するガラス、合成樹脂製の板状の床面によって構成され、梁組は金属製、または光を透過するか、あるいは不透明の合成樹脂製であって、該梁組に床面を固定して構成することにより、前記可動床の重量が軽量で、可動角度の中間位置で、前記可動床を停止できることを特徴とする集線局舎で使用する作業床。

10

## 【請求項2】

本体床部に蝶番の第1の固定片がボルト・ナット、溶接、接着の固定手段で取付けられ、集線局舎で使用する作業床の可動床に蝶番の第2固定片がボルト・ナット、溶接、接着の固定手段で取付けられ、第1固定片と第2固定片とを係合する蝶番の軸の外周面の一部又は全体に接触して摩擦力を発生するゴム、合成樹脂、金属の摩擦片と、該摩擦片の外周に配置された押え片を有し、該押え片の端部は、ボルト・ナット、締付ネジの摩擦力調整手段により結合され、該摩擦力調整手段の押え力を調節することにより、開閉トルクを調節できる蝶番を有することを特徴とする請求項1に記載の集線局舎で使用する作業床。

20

## 【請求項3】

本体床部に蝶番の第1固定片がボルト・ナット、溶接、接着の固定手段で取付けられ、集線局舎で使用する作業床の可動床に蝶番の第2固定片がボルト・ナット、溶接、接着の固定手段で取付けられ、第1固定片と第2固定片とを係合する蝶番の軸は、長手方向の一部にネジ部を有するネジ付軸となっており第1固定片と第2固定片との間に、摩擦力を発生するゴム、合成樹脂、金属の摩擦片を配置し、該ネジ付軸の端部には、ボルト頭または六角レンチ用穴、プラス穴の摩擦力調整手段が設けられており、該摩擦力調整手段の引き力を調節することにより、開閉トルクを調節できる蝶番を有することを特徴とする請求項1に記載の集線局舎で使用する作業床。

30

## 【請求項4】

前記可動床の重量Wは、3.0kg以上100kg未満、可動床の幅Bは、15cm以上150cm未満とし、可動床の長さLを、10cm以上5m未満とし、蝶番の摩擦トルクを10kg・cm以上400kg・cm未満とすることにより、前記可動床の重量が軽量で、可動角度の中間位置で、前記可動床を停止できることを特徴とする請求項1から請求項3のいずれかに記載の集線局舎で使用する作業床。

40

## 【請求項5】

本体床部の可動床側には支柱を設けず、可動床の反対側の本体床部にボルト・ナット、溶接の結合手段により、前記本体床部が外部支持体に対し片持梁状に結合固定されたことを特徴とする請求項1から請求項4のいずれかに記載の集線局舎で使用する作業床。

## 【請求項6】

本体床部の可動床側には支柱を設けず、可動床の反対側の本体床部と外部支持体の下部とに結合固定された下部支持部材の両端が、それぞれボルト・ナット、溶接の結合手段により固定されることによって支持されており、及び又は、本体床部と外部支持体の上部に対し結合固定された上部支持部材の両端が、それぞれボルト・ナット、溶接の結合手段により固定されることにより支持されたことを特徴とする請求項1から請求項5のいずれか

50

に記載の集線局舎で使用する作業床。